○登録検査等事業者等規則第二十四条の規定による電磁的方法により記録し、提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を定める件（同二八〇）　二七七
○登録検査等事業者等規則別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目を定める件（同二八一）　二七九
○基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第三条第一項第三号の規定により総務大臣が告示する地域を定める件（同二八二）
○一般放送の設備及び業務に関する届出の特例第四条第一項の規定による電磁的方法により提出することができる書類及びその提出の方法を定める件（同二八三）　二八六
○中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を定める件（同二八四）
○超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件（同二八五）　二八九
○テレビジョン放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件（同二八六）
○テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件（同二八七）　二九二
○テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件（同二八八）　二九七
○多重フレーム行列の同期符号及び制御手順、フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順を定める件（同二八九）
○擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める件（同二九〇）　二九八
○垂直帰線消去期間における水平走査線に重畳する信号を定める件（同二九一）　三〇一
○標準テレビジョン放送における識別制御信号の構成を定める件（同二九二）
○標準テレビジョン放送における妨害低減の技術的条件を定める件（同二九三）　三〇二
○フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順を定める件（同二九四）
○走査線内信号切替方式又は走査線転移方式による映像信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める件（同二九五）　三〇七
○標準テレビジョン文字多重放送の放送番組のデータの送出等を定める件（同二九六）　三一四
○標準テレビジョン文字多重放送を行う放送衛星局の送信の方式のうち同省令の規定を適用することが困難又は不合理であるものを定める件（同二九七）　三六三
○関連情報のうち総務大臣が別に告示する情報を定める件（同二九八）　三六七
○関連情報の構成及び送出手順、PESパケット、セクション形式、TSパケット、IPパケット及びTLVパケットの送出手順、伝送制御信号及び識別子の構成並びに緊急情報記述子の構成を定める件（同二九九）　三六七
○映像信号のうちPESパケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうちPESパケットによるものの圧縮手順及び送出手順を定める件（同三〇〇）　三八一
○映像信号のうちセクション形式によるもの及び音声信号のうちセクション形式によるものの送出手順を定める件（同三〇一）　三八四
○スクランブルの方式を定める件（同三〇二）　三八六
○TMCCシンボル及びACシンボルの配置並びに時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成を定める件（同三〇三）　三九三
○TMCC情報の構成を定める件（同三〇四）　三九八
○ベースバンドヘッダ情報及びフィジカルレイヤヘッダ情報の構成を定める件（同三〇五）　四〇二
○地震動警報情報の構成を定める件（同三〇六）　四〇三
○移動受信用送信方式における符号系列の構成、文字信号の送出に関する詳細事項、スクランブルを行う範囲及び関連情報の送出手順を定める件（同三〇七）　四〇五
○フレーム行列の構成及び音声信号の送出手順を定める件（同三〇八）　四一六
○データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件（同三〇九、三一〇）　四二五
○デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成を定める件（同三一一）　四三七
○自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合に、伝送制御信号により伝送される記述子の構成を定める件（同三一二）　四三八
○有線テレビジョン放送等における搬送波のレベルと雑音のレベルとの差の算出方法を定める件（同三一三）　四三九
○ヘッドエンドの主たる機器の入力端子の箇所を定める件（同三一四）　四四〇
○有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件（同三一五）　四四一
○極微小電力でマルチメディア放送を行う放送局の設備の条件等を定める件の一部を改正する件（同三一六）　四四八
○施設整備事業を推進するための基本的な指針を定めた件の一部を改正する件（同三一七）